

持続的で生産性の高い滋賀の 農業推進条例

滋賀県農政水産部農業経営課

滋賀県は、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」（愛称「しがの農業みらい条例」）を制定した（条例54号として令和2年12月公布・同3年4月施行）。

SDGsの達成を意識した農業分野での取組を進めるための全国初の条例。気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努めるため、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにした。

1 条例制定に至った背景と経緯

（1）滋賀県農業の特徴

滋賀県は、耕地における水田率が92%と全国で二番目に高く、土地利用型作物を中心とした水田農業が展開されています。

本県の地形や気候は稲作に適しており、古くから近江米の産地として知られ、近年では、化学合成農薬や化学肥料を削減する等、琵琶湖とその周辺環境に配慮した「環境こだわり米」^①を県内外に供給しています。また、米の生産調整として、集落ぐるみによるほ場の団地化やブロックローテーションなど、水田の有効活用のもとで麦・大豆の生産が行われ、

西日本でも有数の産地となっています。

（2）条例制定の背景と経過

〈背景〉

条例制定の動きは、平成29年4月の「主要農作物種子法（以下、「種子法」という。）」を廃止する法律案が可決されたことに遡ります。

本県では、種子法廃止後においても、近江米の振興や水田のフル活用を図るには、水稲・麦類・大豆の良質な種子生産と安定供給が不可欠との観点から、従来の奨励品種の決定のための調査や原種・原原種の生産、生産物審査等の取組を進めることとしていました。

しかし一方で、「種子法が廃止されると県

の財源を確保する根拠がなくなり、将来的に優良な種子が安定的に生産されなくなるのではないか」「県が担ってきた種子生産が外部に移管されるのではないか」等の不安の声とともに、県内16市町議会から「主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定にかかる意見書」が提出されたほか、多くの関係団体等から同様の要望が寄せられました。

他の道府県においても同様の動きがあったところですが、こうしたことが本県での条例制定に向けた検討を開始する大きな背景の一つとなりました。

〈経過〉

県条例の制定に向けては、令和元年7月に

県農政水産部に検討会議を設置し、種子法廃止後の対応だけにとらわれず、本県農業を取り巻く環境変化を見つめ直した上で、条例の方向性やコンセプト、具体的な施策等について検討を進めました。

6回にわたる検討の結果、高齢化等に伴う農業就業人口の減少や米の消費減退による産地間競争の激化、頻発する気候変動のリスクの高まり等の変化に対応することが喫緊の課題であること、併せて、本県は全国に先駆けて「環境こだわり農業」を始めとする環境と調和した農業に取り組んできましたが、農業生産活動に伴って生じる廃プラスチック類の排出抑制等の新たな課題も生じていることを踏まえ、新たな条例では、将来にわたり持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的として、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱に、生産面に焦点を当てた施策の基本的事項を定めることとしました。

また、その目標に向かつては、県民の理解の下、農業者、農業関係団体が一体となった取組が必要であるとの観点から、農業者及び関係者を始め、消費者等からも幅広く、繰り返し意見を聴取し、検討を進めてきました。

その結果、全18条からなる「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」案を令和2年11月定例会議に上程、全会一致で可決され、

令和2年12月28日に公布、同3年4月1日に施行することとなりました。

2 条例の概要

(1) 条例の目的

本条例には前文を付し、滋賀県農業の歴史や特徴、これまで果たしてきた役割とその重要性を明記し、県民が一体となって滋賀の農業を健全な姿で次の世代に引き継いでいく決意を表明しています。

その上で、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的に生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に推進し、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 条例の理念

第3条に基本理念を規定していますが、条例素案に対して農業者や消費者等から、「儲かる」という要素を盛り込むべき」「農業者の収益性を高めることが必要」「農業者を応援する条例であってほしい」という意見があり、検討の結果、条文中に「農業所得の増大につなげる」と「多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備」という表現を盛り込みました。

(3) 具体的な施策

条例の柱である「生産力の向上」と「環境保全対策」の具体的な施策・取組を第7条から第15条に規定しています。具体的には、「生産力の向上」として土づくりや水田フル活用、需要に応じた農産物の生産、スマート農業の推進、主要農作物の優良な種子の安定的な生産と供給、新たな品種の育成等、多様な農業者の確保・育成、気候変動への適応等を進めることとしています。また、「環境保全対策」として「環境こだわり農業」の推進、農業濁水の流出防止・廃プラスチック類の排出抑制に関する啓発等に取り組むこととしています。

(4) その他

その他、県は施策を推進するために必要な試験研究、普及指導活動を行う人材の育成と試験研究が円滑に行われるための環境整備に努めることとしています。また、施策の推進に必要な財政上の措置を講じることとしています。

3 条例の愛称

本条例については、「名称」のほか、前向きで県民の皆さんに親しみを持っていただけよう「愛称」を付けることとしました。六つの候補の中から県ホームページ等で投票を

受け付け、最も多く投票いただいた「しがの農業みらい条例」を愛称として決定しました。

4 今後の展望等

条例には、県の責務とともに、農業者等及び農業関係団体の努力、県民の努力を規定しているため、条例の目的や内容等を分かりやすくリーフレットにまとめ、県ホームページ等で広く周知しています。

また、条例に基づく具体的な取組については、現在、策定を進めている「滋賀県農業・水産業基本計画」（計画期間：令和3～7年度）に反映することとしています。

今後、この条例を礎とし、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境づくりに向け、農業者、農業関係団体や県民とともに、滋賀の農業の「みらい」のための取組を進めていきたいと思えます。

注

「環境こだわり米」：環境こだわり農業で栽培された米で、県が認めたもの。

「環境こだわり農業」：化学合成農薬・化学肥料の使用量を通常の5割以下に削減し、堆肥等を適正に使用し、農業排水を適正に管理するなど、環境に配慮して農作物を栽培することをいいます。滋賀県環境こだわり農業推進条例（平成15年滋賀県条例第4号）に規定されている。

しがの農業みらい条例
持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例
令和2年12月28日公布
令和3年4月1日施行

守すべての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことのできる環境づくりに向け、農業者、農業関係や県民の皆さんとともに、滋賀の農業の「みらい」のための取組を進めます！

滋賀県

持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例の概要

【趣意（第1条）】 食料の確保は、自然環境に恵まれながら、人々の命の糧となる食料を生産するとともに、風土や自然環境の保全など、私たちの暮らしや地域の発展に重要な役割を果たせしめ、定住、定着を促進する観点から、持続可能な農業の推進を図ることとする。農業関係者等が意欲を有し、農業生産活動を通じて生産性の高い農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。自然環境の保全など、持続可能な農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。自然環境の保全など、持続可能な農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。	【定義（第2条）】 (1) 「持続的で生産性の高い農業」 (2) 「農業関係者」 (3) 「農業関係団体」
【目的（第3条）】 持続的で生産性の高い農業の発展に努めることとする。農業関係者等が意欲を有し、農業生産活動を通じて生産性の高い農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。自然環境の保全など、持続可能な農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。	【政務の確保（第4条）】 (1) 持続的で生産性の高い農業の発展に関する施策を総合的に推進する。 (2) 国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携し、協力を図る。
【基本理念（第5条）】 持続的で生産性の高い農業の発展は、以下の事項を旨として行われなければならない。 (1) 農業関係者等が意欲を有し、農業生産活動を通じて生産性の高い農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。 (2) 自然環境の保全など、持続可能な農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。 (3) 国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携し、協力を図る。	【農業関係者等および農業関係団体の努力（第6条）】 (1) 農業関係者等が意欲を有し、農業生産活動を通じて生産性の高い農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。 (2) 自然環境の保全など、持続可能な農業の発展に努め、持続的な発展を実現する。 (3) 国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携し、協力を図る。
【農地の生産力の増大化（第7条）】 農地の生産力の増大化を図る。農地利用の促進、農地の整備、農地の保全、農地の生産力の増大化を図る。農地利用の促進、農地の整備、農地の保全、農地の生産力の増大化を図る。	【消費者等の需要に対応した農産物の生産の促進（第8条）】 消費者等の需要に対応した農産物の生産を促進する。消費者等の需要に対応した農産物の生産を促進する。消費者等の需要に対応した農産物の生産を促進する。
【主要農作物（米、粟、大豆）の育成等の促進（第9条）】 主要農作物の育成等を促進する。主要農作物の育成等を促進する。主要農作物の育成等を促進する。	【近江の伝統作物の育成等の促進（第10条）】 近江の伝統作物の育成等を促進する。近江の伝統作物の育成等を促進する。近江の伝統作物の育成等を促進する。
【多様な農業者等と連携した農業の発展（第11条）】 多様な農業者等と連携した農業の発展を促進する。多様な農業者等と連携した農業の発展を促進する。多様な農業者等と連携した農業の発展を促進する。	【環境との調和（第12条）】 環境との調和を図る。環境との調和を図る。環境との調和を図る。
【持続可能な農業の発展の確保（第13条）】 持続可能な農業の発展を確保する。持続可能な農業の発展を確保する。持続可能な農業の発展を確保する。	【近江の伝統作物の保護（第14条）】 近江の伝統作物の保護を図る。近江の伝統作物の保護を図る。近江の伝統作物の保護を図る。
【生産性の向上（第15条）】 生産性の向上を図る。生産性の向上を図る。生産性の向上を図る。	【農業関係者等が行う人材の育成等（第16条）】 農業関係者等が行う人材の育成等を推進する。農業関係者等が行う人材の育成等を推進する。農業関係者等が行う人材の育成等を推進する。
【経済的意欲を有する農業者等の確保・育成（第17条）】 経済的意欲を有する農業者等の確保・育成を図る。経済的意欲を有する農業者等の確保・育成を図る。経済的意欲を有する農業者等の確保・育成を図る。	【試験研究・普及指導活動を行う人材の育成等（第18条）】 試験研究・普及指導活動を行う人材の育成等を推進する。試験研究・普及指導活動を行う人材の育成等を推進する。試験研究・普及指導活動を行う人材の育成等を推進する。



条例のリーフレット